

平成 24 年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

娜荷芽

近代内モンゴルにおける文化・教育政策研究 1932-1945

課程博士（学術）博総合第 1172 号（平成 24 年 9 月 27 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 村田雄二郎（主査）、同准教授 外村 大
同准教授 杉山清彦、東京外国語大学教授 二木博史、東京外国語大学教授 中見立夫

ナヒヤ氏の学位請求論文「近代内モンゴルにおける文化・教育政策研究 1932-1945」は、満州国期の内モンゴル東部（興安＝ヒンガン）における文化・教育政策の展開を実証的に跡づけ、当該地域における教育近代化の進展やモンゴル人主体意識の創出の過程を、新発見のモンゴル語資料などを駆使しつつ解明しようとした歴史学的研究である。これまでの関連する諸研究では、近代内モンゴルにおける教育や文化の発展について、近代中国の中央政府（中華民国北京政府、同南京政府、中華人民共和国）による統合・包摂を前提とした上からの民族政策として理解し、さらに満州国期における対モンゴル政策は帝国主義の「奴隸化」教育を推進したものとして、否定的に描かれるのが通例であった。本論文はこうした見方を疑い、満州国の政策の策定や執行には、モンゴル人が主体的に参画し、自民族の權益を拡大し、その地位を向上させようとする意図があり、交渉主体間の複雑な関係が働いていたことを指摘する。

論文は、序論と本論 4 章および結論からなり、巻末に図表・資料・写真・主要人物略歴表・文献一覧を収める。本文は A4 判で全 192 頁あり、字数は約 22 万字（原稿用紙 400 字詰めに換算して約 550 枚）の分量になる。

まず、本論文の内容を紹介する。

序論で著者は、満州国政府の対モンゴル人文化・教育政策には、初等・中等教育の推進、留学生派遣事業の展開、モンゴル語刊行物の促進など、内モンゴル地域の近代化にとって不可欠の要素が含まれており、そのような政策の策定や施行に多くのモンゴル人知識人が積極的に関わっていたことを指摘し、本論文の問題意識を提示する。

第 1 章「内モンゴルにおける「興蒙」志向（1900-32 年）」では、清末期から中華民国政府統治期の「教育興蒙（教育を通じたモンゴル振興）」の動きが扱われ、清朝・中華民国政府の「同化」政策や漢人移民の増大にもかかわらず、モンゴル王公の中には、明治日本にならった近代教育の導入やモンゴル意識高揚のための言文一致などを試みた者のあったことが指摘される。政治的・軍事的要因やモンゴルを取りまく国際環境により、それらの試みは挫折や停止をよぎなくされるものの、人的系譜から見ると、満洲国時代の多くの施策において、この時期のモンゴル人エリートの経験が重要な基盤を提供していたことが確認できる。清末から中華民国統治期は、内モンゴル東部に暮らすモンゴル人にとって、言わば飛躍のための雌伏あるいは準備の時期であった。

第 2 章「1932-1945 年におけるモンゴル文化・教育政策——内モンゴル東部を中心に」は、満洲国における文化・教育政策の策定や実施の過程を具体的に検討する。著者はこれを 3 つの段階に整理し、モンゴル人官吏を主体に各種文化・教育事業が大きく発展したにもかかわらず、戦争にとも

なう政治情勢の緊迫化やモンゴル側の不満の増大などの理由により、最終段階において、満洲国政府が教育・文化機構の財団法人化を採用するに至る経緯をたどってゆく。特筆すべきは、内モンゴル東部地域での初等教育の普及とともに、モンゴル人の民族意識も高まり、やがてそれがさまざまな社会教育活動にも広がっていったことである。

第3章「モンゴル人中等・高等教育」では、満洲国政府の対モンゴル人中等教育政策の施行過程やその実態、およびモンゴル人の日本留学事業への取り組みが考察される。興安学院の設立に示されるように、満洲国時期に対モンゴル人中等教育事業は長足の進歩を見せ、多くの人材を輩出する契機となった。また、高等教育の推進策として採用された日本への留学事業は、モンゴル側も自民族の近代化政策の一環としてこれを歓迎し、継続的にこれを支持した。日本の敗戦とともに、多くの中等・高等教育振興策は頓挫するものの、1945年以降も内モンゴル地域の各方面で活躍する政治・文化エリートを育てたという意味で、これらの教育事業が内モンゴル近現代史の中で果たした役割には無視し得ぬものがあつた。

第4章「蒙民厚生会の文化・教育事業」は、従来ほとんど言及されることのなかった法人格の文化・教育団体の実態を実証的に解明する。蒙民厚生会、蒙民裕生会、育成学院など1930年代末から1940年にかけて設立された財団法人は、モンゴル人の権益増大の要求に満洲国政府が対応するための施策であつたが、モンゴル人官吏や知識人はこの機を捉えて、教育機関の新設、就学・学習奨励制度の実施、留学生派遣事業の拡大、大衆向けの文化振興、モンゴル語書籍の出版事業の推進など、計画的で大規模な公益プロジェクトを展開していった。

終章では、以上の各章の分析・考察をもとに、以下のような結論が導き出される。第一に、満洲国政府は国境地域の保全を目的に、独自の対モンゴル文化・教育政策を実施したが、これにより内モンゴル地域では上からの近代化が進展するとともに、高等教育を受けたモンゴル人知識人階層が生み出され、それがモンゴル人の自立空間を求める民族意識の高揚につながっていった。第二に、モンゴル人は満洲国政府の策定した多くの文化・教育政策に関わっていったが、それは被支配者や協力者としての従属的な立場からそうしたというよりは、教育の発展・民衆生活の向上・地域の安寧といった主体的立場と民族意識に発するものであり、近代的ナショナリズム形成過程の一部と見るべきである。第三に、モンゴル人が主体的に上記のような文化・教育政策に関わつたことにより、知の獲得による民族の自立・自治という終局的な目標を実現するため、来るべき時期にそなえて実力を涵養するというこの地域独自の歩みが可能になった。

以上のような構成と内容をそなえる本論文に対して、審査委員はおもに以下の点で高い評価を与えた。

まず、モンゴル語・日本語・漢語の一次資料を丹念に収集・分析し、内モンゴル東部に対する満洲国の文化・教育政策の具体的な内容を体系的・網羅的に記述することに成功していることである。

次に、通説となっている「奴隸化」教育を超える研究の視点を提示し、清末から1945年に至る歴史過程の中でモンゴル人の主体的選択や自立的活動の諸局面を精査し、説得力ある具体的事例を数多く挙げていることである。

第三に、満洲国時代の文化・教育機構の制度的変遷の実態を跡づけ、モンゴル人の自主的活動や法人化による政策変化の実相を丁寧に分析したことである。とくに文化・教育機構が財団法人化される経緯やその実態については、従来ほとんど知られることのなかったところであり、本論文の学界に対する大きな貢献であると言える。

ただ、本論文に若干の欠点や不足がないわけではない。審査委員からは、モンゴル語のトランス

クリプションに不適切な箇所が見られるとの指摘がなされた。また、「内モンゴル」地域概念をアブリオリに設定している点についても、複数の審査員から疑問が呈された。さらに、植民地支配とモンゴル・ナショナリズムとの関係についてもさらなる理論的検討が必要だとの意見も出された。

とはいえ、以上述べたような短所は、本論文の学術的な価値を損なうものではない。

以上の所見から、本論文がモンゴル近代史や満洲国期のモンゴル文化・教育政策の研究に大きな貢献をもたらしたことは疑いない。したがって、本審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するのにふさわしい論文と認定する。

谷垣 真理子

英領期香港における選挙と政治エリート形成過程

論文博士 第 17730 号（平成 24 年 9 月 27 日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 古田元夫（主査）、同教授 村田雄二郎
同准教授 小川浩之、同教授 高原明生、同名誉教授 濱下武志

本論文は、英領期の香港で、それまでの住民の政治参加への制限が緩和され、民主化の動きが拡大していく 1980 年代に焦点をあて、各種の選挙戦とそこに参加した政治エリートの分析を軸として、中国への返還前の香港政治のダイナミズムを解明したものである。

論文の構成は、問題意識と先行研究を整理した「はじめに」、本論 10 章、および論文全体をまとめて香港政治のダイナミズムを整理した「おわりにかえて」から構成されている。

本論は大きく 3 つの部分からなっている。最初の部分は、1980 年代の民主化の前史ともいえるべき、英領植民地の成立から 1970 年代までの時期を扱った、第 1 章と第 2 章である。

第 1 章では英領植民地誕生から説き起こし、返還問題が浮上するまで政治制度にどのような変化があったのかを説明している。香港政治において、民主化は制限されていたが、民間の有力者は積極的に委員会に登用され、政府は間接的に民意を吸収していた。これを行政的民意吸収型政治としている。第 2 章では、戦前から戦後の民主化始動以前の段階で、どのような人々がこの行政的民意吸収の担い手となったのかを考察している。

第 2 の部分は、1980 年代に政府主導で始まった民主化にどのように香港の人々が参加したのかを検討した、第 3 章から第 6 章までである。

第 3 章で民主化の導入の経緯について述べて、この時期の 3 回の区議会選挙の概要を比較している。第 4 章では『七十年代月刊』の特集記事を題材にして、実際の区議会選挙に立候補した人々がどのような特徴を持っているのかを検討している。第 5 章は、1980 年代に入ってから発足した政治団体に焦点をあて、区議会選挙を分析している。第 6 章は、市政評議会選挙と立法評議会の間接選挙に焦点をあて、ここでは区議会選挙に参加した人々が、こうした他の選挙にどのように関わったかも検討している。

第 3 の部分は 1989 年の天安門事件以降の香港の民主化を扱った、第 7 章から第 10 章までである。まず、第 7 章では天安門事件以降の香港の各政治勢力の状況を説明している。1980 年代の民主化の始動のなかで、香港の政治勢力は徐々に民主化を支持する民主派と、中国政府を支持する親中国派、財界寄りの保守派に分類されるようになった。さらにここでは、選挙民登録状況と人口センサスを

比較し、1991年立法評議会選挙が行われた時期の香港の各選挙区の状況を概観している。第8章は1991年立法評議会選挙に焦点を絞り、民主派がどのように勢力拡大していったのかを整理している。第9章と第10章は1991年立法評議会選挙の影響の分析である。第9章は親中国派の政治参加をとりあげ、第10章では保守派の政治参加をとりあげている。後者については、各種選挙への参加だけでなく、中国側の諸委員への参加状況も見ている。

こうした分析により、選挙を通じてみた政治エリート形成過程について、本論文は以下のことを明らかにしている。

第二次世界大戦前の華人の政治エリートは香港で英語教育を受け、留学経験を持ったことが共通する特徴であった。大戦直後、香港で提起されたヤング・ブランをめぐって香港革新会と華人革新会が発足した。革新会のメンバーには非華人系が多かった。華人系の華人革新会やその後発足した公民協会も、主要構成員には香港生まれでない者が多く見られた。1980年代まで、市政評議会は選挙権がかなり限定的なものであったが、民選議員を選ぶことができ、民意を表現できる数少ない場のひとつであった。

1980年代に入って、香港の青写真として「港人治港」が提起されると、政府主導の民主化に、香港生まれの戦後世代が参加するようになった。なかでも民主派の政治団体は発足が早かった。1989年に天安門事件がおきると、香港では民主化のスピードアップを要求する声が高まった。1991年立法評議会選挙では民主派が直接選挙枠で圧勝したが、民主派内部では、香港民主同盟への大同団結が起きる一方、それとは別個の活動をするグループが現れ、多元化の傾向を見せた。民主派の躍進に対して、親中国派は政治団体を組織して対抗した。

この間、返還後の香港の小憲法である基本法が起草され、直接選挙枠の漸増が明記された。1992年に着任したパatten総督は既存の枠組みのなかで最大限の民主化を行う政治制度改革案を発表した。民主派寄りの最後の総督の登場により、従来委任議員という形で香港政治に参加していた保守派も、政治団体を発足させた。

このような過程は、第二次世界大戦後の香港における、「民主」と「愛国」という2つのタブーの融解過程でもあった。中英双方の事情から抑制された「民主」は1980年代の民主化のなかで徐々に融解していった。「民主」に関わったのは、民主派が一番早く、ついで親中国派、保守派であった。一方、「愛国」は1967年の香港暴動以後、警戒された概念であったが、1990年代に入って親中国派が選挙に挑戦するなかで、「愛国」が香港政治で使用されるようになった。「愛国」に接近したのは、親中国派がもっとも早く、保守派がそれについてだ。

最後の「おわりにかえて」では、香港政治のダイナミズムの構成要因を、「制度」と「非制度」、「官」と「民」、香港—中国—台湾の地域関係、香港の社会構造という4つの角度から検討し、「民主化を保障する制度」が不十分であったため、「非制度」＝「制度化されていないが民主化につながる状況」の自己主張が大きな役割を果たし、それが「制度」の拡充をもたらしたこと、1980年代を境に、香港政治に政府からの委任を受けた「官」ではない勢力＝「民」が登場し、「民」の勢力拡大が「官」との間に競争関係を生み出し、香港の既存の体制を揺るがしていること、中国—香港—台湾の地域関係は、1980年代の香港返還問題の浮上までは、香港の民主化を抑制する環境になっていたが、返還が決まり、返還後の香港には、中国が台湾を念頭においた「一国二制度」が適用されることになった結果、中国は香港の民主化を全面否定するようなことはできなくなり、この中国の容認が民主化の第一の規定要因になっていること、香港生まれの香港育ちの世代の擡頭による香港アイデンティティの形成など、香港の社会構造の変化が、香港政治のダイナミズムを生み出したこと、など

が指摘されている。

このような内容をもつ本論文の意義は、次のようにまとめられるだろう。

香港政治に関心が向けられるようになるのは、返還問題の浮上、特に 1989 年の天安門事件以降のことであり、比較的研究蓄積が少ない分野である。香港政治を、実証的、内在的に理解しようとする本格的な研究がまだ少ないなかで、選挙とそれに立候補した政治エリートを軸として、英領期の香港政治の動態を記述した本論文の価値は高い。

特にそのなかでも本論文は、返還後の香港政治の理解のためには、第二次世界大戦以降の香港における政治参加の努力の蓄積、特に制約された条件のもとではあったが実施された選挙の経験の蓄積が重要であることを指摘し、90 年代以降の展開を理解する上では、1980 年代の区議会選挙、および市政評議会選挙の動向が重要であることを、これら選挙の動向の緻密な分析を通じて明らかにしている。この、香港政治にとっての 1991 年以前の歴史、特に 1980 年代のローカルなレベルの選挙の重要性を解明した点に、本論文のオリジナリティと大きな学術的価値がある。また、先行研究が少ない 1980 年代以前の市政評議会選挙を扱い、第二次世界大戦前のエリート研究と、1980 年代以降の民主化研究の橋渡しをした点も、評価できよう。

この香港政治の連続性と、選挙の重要性を解明する方法として、本論文は選挙戦に立候補した人々を政治エリートとして捉え、その代表的人物のプロフィールを明らかにするという手法を採用している。本論文は、これによって香港政治を担った、民主派、親中国派、保守派などの主な政治潮流の歴史と特徴を生き生きと描き出している。これも本論文の成果として評価できる点である。

審査の過程では、いくつかの問題点も指摘された。

第一に、本論文は選挙事情の詳細な記述という性格が強く、「民主化」、「政治エリート」、「参加」などの重要な分析概念の練り上げが不十分である、それとも関連して、香港政治のダイナミックな変化が読者に十分には伝わらない記述になっており、もっとエリートと政治体制のインターアクションに焦点をあてたほうがよかったのではないか、という指摘がなされた。

第二に、本論文は、香港の返還による歴史の断絶ではなく、連続性を解明することを主眼としているが、この趣旨で一貫していない部分もあり、また、「民主」と「愛国」という二つのタブーが「溶解」し、これが党派を超えたスローガンになっていく経過は描かれているが、反面、その意味内容の時期による変化が十分には描かれていないのではないか、という指摘がなされた。

第三に、本論文では、民主化の進展という点では共通性のある台湾との比較、中国人社会の伝統的な社会関係が選挙にどうかかわっているのかの分析が、もっと行われてもよかったのではないか、という指摘がなされた。

また、これ以外にも、英国の職名の邦訳として不適切な箇所、校正上の問題なども、若干指摘された。

審査委員会としては、こうした問題点あるいは今後への要望は、本論文の学術的意義を否定するようなものではなく、論文提出者が今後の研究の進展で応えてくれるものと判断した。したがって、本審査委員会は全員一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

宮下 遼

同時代叙述史料に見る 16 世紀イスタンブルの都市イメージ

課程博士 (学術) 博総合第 17767 号 (平成 24 年 12 月 26 日授与)
審査委員会委員 東京大学教授 杉田英明 (主査), 同准教授 黛 秋津
同教授 羽田 正, 同名誉教授 鈴木董, 東京外国語大学教授 林佳代子

本論文は、16 世紀ならびに一部は 17 世紀に属する叙述史料を用いながら、オスマン朝の文化的選良層と西欧人旅行者、および庶民という三者が抱いたイスタンブルの都市イメージを明らかにし、社会史・心性史の視座からこの都市の特徴である歴史的重層性を抽出しようとする都市文化史研究である。

ここで言う「叙述史料」とは、徴税台帳や半決記録などの「文書史料」、あるいは宮殿やモスクなどの「建築物」に対立する概念として、おもに歴史書や旅行記などを指して (古典詩を中心とする「文学史料」も含めて) 用いられている。16 世紀という時代を対象としたのは、この世紀のスレイマン 1 世の治世 (1520-66 年) にオスマン朝の国家制度やイスタンブルの都市景観の原型が整備されたことによる。「西欧」とはヨーロッパを東西に分けた場合の西側、すなわち現代で言う西欧 (フランス、イギリス、ドイツなど) や南欧 (イタリア、スペインなど) を含む包括的な概念である。また「都市イメージ」は、都市に関して人々が文書に散発的に書きとめ、一定の定型性・共通性を持つに至った印象ないし心象風景——ドイツの文藝批評家クルティウスが言うところの「トポス」の前段階——と定義される。

論文は「はじめに」「おわりに」を挟んで、「序論」、本文の全四章、それに「結論」からなり、凡例・地図・表・文献目録が付されている。全体の分量は A4 判で 139 頁、本文・注のみの合計 (空白を含む) は 400 字換算でおよそ 400 枚相当である。

「序論」ではまず、社会経済史的研究と文学史研究とが乖離していた従来状況に鑑みて、本論文の目標は叙述史料・文学史料に依拠した社会史研究に置かれる旨が宣言される。続いて、検討の対象となった三種類の都市観察者と主要史料の概説が行なわれる。それによれば、本論文が依拠するのは、① 古典文学の素養を持ち合せた文化的選良の視点を代表する 16 世紀の文学史料として、ジェマーリー、ファキーリー、チャーティフ、ジャフェル・チェレビー、ヤフヤー・ベイ、ラティーフィーの六名の都市頌歌と、ファキーリー、サーフィー、アーリーらの当世批判の作品四点、② 西欧人旅行者の視点を代表する史料として、1544 年から 1550 年にかけてイスタンブルを訪れたフランス王国大使ダラモン男爵一行の旅行記七点、および補助的に 16 世紀後半から 17 世紀にかけてのパレルヌ、テヴノ、グルロ、モトライユらの東方旅行記数点、③ 自らの記録を残さなかった庶民を代弁する 17 世紀の史料として、市井の名士とも呼ぶべきエヴリヤ・チェレビーの『旅行記』と、アルメニア人エレミヤ・チェレビー・キョミュルジュヤンの『イスタンブル史』の二点という、大きく三つの範疇に分類される史料群である。

第一章「16 世紀イスタンブルの概要: 本稿の研究対象地域」は、1537 年にスィラーヒーによって作成された都市図を利用しながら、議論の前提条件として、三種類の観察者たちが共通して取り上げているイスタンブルの地勢、主要地域、建築物などを概観する。続く第二章「文化的選良の都市イメージ」では、古典詩人の作品におけるイスタンブルが「理想の都市」と「下郎の巷」という、雅と卑の対立的構造のなかで把握されていたさまを明らかにする。詩人たちは都市頌歌のなかで、ボスフォラス海峡、ハレム庭園、アヤソフィア・モスク、ファーティフ・モスク、聖地エユブ、キャウトハーネ、ガラタという七つの地理的対象の称揚を通じ、詩的美意識に則った理想の都市としての帝都を描き出す一方、当世批判の諸作品においては、紳士たる雅人の価値観にそぐわない卑し

い庶民が暮らす、悪徳と不潔と無礼さに満ちた現実の日常生活空間を侮蔑的・揶揄的に描写しているという。

第三章「西欧人旅行者の都市イメージ」は、ダラモン大使一行の旅行記群のなかから、「現代的異文化の都市」と「異教・キリスト教古代文化の都市」という二つの都市イメージの併存を導き出している。彼らは一方で、「トルコ帝国」の敵情視察という実地検分を行ない、トルコ兵の静謐と秩序、ハレムの東方的豪華、奴隷売買や割礼などの習俗の観察を通じて、イスタンブルを強大で豊かな野蠻人の都として描き出すと同時に、他方では人文主義的関心から、ローマを想起させる七つの丘やアト・メイダヌ（ビザンツ帝国のヒッポドローム）、アヤ・ソフィア（古代の教会からの改造モスク）といった建造物、入浴や油相撲などの習俗を重視し、そこに異教・キリスト教古代文化の痕跡を探し求めようとする。ここでは、同時代の異文化への興味と古代文化への憧憬とが相補的に同居していることが論じられる。また、ヨーロッパ人による「現代的異文化」としてのイスタンブル像が、17世紀以降、個人的体験を重視する「幻想的異文化」の都市像へと継承され、変容してゆくという見通しも示される。

第四章「イスタンブルの庶民の都市イメージ」では、17世紀の二人の庶民的名士による旅行記的地誌に見られるさまざまな俗信が取り上げられる。この章のみ17世紀の史料に依拠するのは、対応する類似史料が16世紀にはまったく存在しないことによる。アヤズマ（聖なる水場）や聖人エユブの伝説といった宗教的俗信、でか鼻メフメト・チェレビーや篩翁など同時代の狂人に関する俗信、アヤソフィアやアト・メイダヌの「奇物」（奇妙な建築物ないしその装飾品）、コンスタンティヌスとテオドシウスの円柱などの遺構にまつわる歴史的な俗信という、三種類の俗信を検討する過程で立ち上がってくるのは、日常生活のなかの奇異な事象から不可視な力への畏れを感じ取る庶民の「迷信的生活意識」であり、「俗信の都市」としてのイスタンブル像である。

最後の「結論」では、これまでの議論を踏まえた上で、三種類の観察者によるイスタンブルの都市イメージ群の最大の特徴は、それぞれが交わることなく併存するという多元的構造にあることが示される。このような状況を本論文は「多元的都市イメージの場」と呼んでいる。この多元性の起源として挙げられるのが、既存の異教の建築物を排除せずに再利用する形で進められた都市建設のあり方と、異教徒の精神的領域にまで立ち入らないオスマン朝の柔らかな支配体制である。これら建築的・社会的要因によって観察者と観察対象の多元性が保証された結果、三種類の観察者はそれぞれの文化的背景に応じた独自の観察を行ないながら、同時にいずれもがその対象の歴史的重層性を感知する点で共通する態度を見せることになる。

こうした構成と内容を持つ本論文の特徴としては、筆者が卓抜な語学力を生かして韻文と散文とに跨るオスマン語史料を駆使するとともに、ヨーロッパ諸語の一次史料をも幅広く渉猟し、さらに現代トルコ語・ヨーロッパ語による社会経済史・文学史の研究成果にも十分な目配りをしていること、性格の異なる膨大な史料群に鏝められたイスタンブル像を整理し、三種類の観察者の独自性と共通性との分析から、歴史的重層性を持つ都市の多元的イメージを抽出してみせたことが挙げられる。16-17世紀という時代に限ってみても、イスタンブルの都市イメージをこのように包括的・統合的に叙述した研究はこれまで存在しなかったので、本論文は都市文化史研究の分野において基本的な新知見をもたらした労作と見なしうる。また、トルコ文学作品を社会史研究に応用する試みとしても、トルコの内外を問わず先駆的業績に位置づけられよう。全体は、読者が通読しやすい簡潔な文体で記されている点も特筆すべきである。

ただ、本論文にも望むべきいくつかの問題点が残されている。審査委員からの指摘を若干紹介す

るなら、まず史料の網羅性、事例の代表性という点で、ダラモン大使一行の記録その他数点のみを以て「西欧人旅行者」の旅行記一般を代弁させているのは不徹底であり、より広範囲に、さまざまな文化的背景や社会階層に属する旅行者たちの記録を精査すると同時に、実際に現地を訪れていない人々が旅行記や文学作品を通して間接的に生み出した「都市イメージ」をも問題にすべきであろう。また、社会史・心性史の視点の導入を意図している割には「心性」そのものの分析が不十分であり、論文は全体として分析よりは列挙に力点が置かれる傾向にある。第三に、三種類の観察者の分類にはやや恣意的な面が見られ、そこから得られる結論も、事前に予測されうる常識的な範囲内にとどまっている。さらに「俗人的聖職者」「庶民的名士」「帰納的観察者」「定点観測」といった、分析概念にまつわる言葉の使い方にも再考の余地がある。

しかし、これらは本論文の意義や貢献を否定するような性質のものではなく、その一部については筆者自身が今後の展望として「おわりに」のなかでも自覚的に述べているように、これからの研究の展開の過程で克服されるべき課題である。従って本審査委員会は、全員一致で、本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

松村 智雄

西カリマンタン華人とインドネシア国家、1945-2012年
——「国家の外部者」から政治参加への軌跡——

課程博士(学術) 博総合第1199号(平成25年3月25日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 古田元夫(主査)、同准教授 川島 真
同准教授 津田浩司、京都大学准教授 山本博之、東京大学名誉教授 加納啓良

本論文は、インドネシア建国当初の1950年代にはインドネシア国家との接点をほとんどもっていなかった西カリマンタンの華人が、その後の9.30事件、スハルト体制、ポスト・スハルト期の改革の時代を経た現在、華人性を維持しつつもインドネシアの政治に積極的に参加するようになる軌跡をたどったものである。

論文は、序章と本論5章および結論から構成されている。序章では、なぜ西カリマンタン華人を取り上げるのかの説明されており、インドネシア華人の中で周縁的存在であるのに加えて、インドネシアという国民国家にとっての辺境に居住するという、二重の辺境性をもつ西カリマンタン華人が、インドネシア国家と華人の関係を検討する上で、新しい視座を提供するであろうという展望が、先行研究の整理をふまえて提示されている。

第1章では、1950年代にあっては、西カリマンタンの華人は、「インドネシア国家の外部」に位置する存在であったことが述べられている。

第2章では、西カリマンタン華人に大きな影響を与えた「1967年華人追放事件」が検討されている。これは、インドネシア国軍が西カリマンタン内陸の華人に対し、当時マレーシア国境地帯で活動していたサラワク華人主体の共産ゲリラを支援しているという嫌疑をかけ、彼らを西沿岸部に追放した事件で、その過程でおきたダヤク人による華人襲撃の背景にも、国軍の存在があったことが指摘されている。この事件は、西カリマンタン華人の前にインドネシア国家の存在感が「軍服を着て」暴力的に立ち現われた事態と位置付けられる。この事件はまた、一度辺境地帯が国民国家の中

央によって問題化されると、国防問題、ナショナリズムの最前線に転化することを示したとされている。

第3章では、スハルト体制期(1966-1998)に発動された華人同化政策の実施に対して、西カリマンタン華人がどのように反応したのかが検討されている。当時、たしかに華人文化の公的な場での表出は、国家によって強い制約が課されていたが、華人廟を仏教施設と説明することでその機能を維持しようとした黄威康の試みのように、西カリマンタン華人は、インドネシア人としての地位を受け入れた上で、その枠組みを用いつつ国家勢力と交渉をし、自前の華人文化を保持した。また、地元で産業が乏しい西カリマンタンから首都ジャカルタに西カリマンタン華人が大挙して移動し、そこで一大コミュニティを築き、成功者を輩出する過程についても言及されている。この時期には、中央政府の同化政策がそのまま西カリマンタンで実現したということではなく、在地の国家勢力を代表する機関と華人社会との間での具体的な人と人との交渉の中で落としどころが決まっていくという過程が進行したことが指摘され、そこにも西カリマンタン地域の地理的・境界性が反映されており、それが華人文化の保存を可能ならしめたとしている。

第4章では、ポスト・スハルト期(1998-)の動向を扱い、スハルト体制期に課せられていた華人に対する諸制限が緩和されたことにより、2008年の華人市長、および華人の西カリマンタン副州知事の誕生に象徴される、西カリマンタン華人の政治参加が加速したことが検討されている。シンカワン市長ハサン・カルマンは、西カリマンタンを構成する要素としてムラユ人やダヤク人と並び華人も重要な要素として挙げ、シンカワンはこの3民族の民族協和が特徴であり、これはインドネシアのモットー「多様性の中の統一」の表現でもあったとしたが、これは、以前は「国家の外部者」であり「多重の境界」であった西カリマンタンの華人が、彼ら自身の生活に根差した華人文化によって、「インドネシア性」を表現したものと位置付けられている。

第5章は、ポスト・スハルト期に発表された、現在のシンカワンの華人の生活を題材にした3つの映画を分析する中で、シンカワン華人自身の主観的なアイデンティティの表現と、外部者から見たシンカワン華人のイメージの間に立ち現われる華人像の分析が行われている。

結論では、以上の本論をまとめて、西カリマンタン華人は、境界に位置したために、スハルト体制が望んだような文化的同化、「インドネシア化」の過程を経ずしてインドネシア国民となった人々であり、ポスト・スハルト期には、華人の存在、華人文化も含んだ形で、その「インドネシア性」を表現するという試みを、インドネシア華人の中でも先駆的に行っているとして、このような西カリマンタン華人の経験は、従来のインドネシア華人へのまなざし、すなわち、「インドネシアへの忠誠」か、そうでなければ「中国志向＝インドネシアに対する裏切り」という二項対立的な思考枠組みを相対化できることを示しているとしている。

本論文の意義は、次のようにまとめられる。まず第一に、国際的に見ても本格的な研究業績の少ない西カリマンタンの華人社会の動向を、精力的なインタビュー調査を含む新しい資料の開拓により、その「境界性」を軸として、1950年代から現在に至るまで通して描いた点は高く評価できる。第二に、その中では、9.30事件後の「1967年華人追放事件」の実態にせまったこと、華人にとって厳しい政策がとられたスハルト体制期に行われた、ゴルカルを活用しての華人性擁護の試みやジャカルタでの商業拠点の形成などの、華人の能動的な動きを解明したこと、ポスト・スハルト期に華人の地方首長の誕生や華人文化の積極的表出に西カリマンタン華人が先駆的な役割を果たしたことの解明など、本論文のオリジナルな成果が随所に見られる。第三に、ポスト・スハルト期のインドネシアに関しては、「民族・宗教紛争」の表面化が指摘されているが、そうした中で西カリマンタン

で華人、ムラユ人、ダヤク人の協和の試みが存在していることを華人に即してではあるが指摘したことは、意義があろう。第四に、こうした成果を通じて、本論文は、インドネシア研究、華人研究にも、新たな知見をもたらす貢献をしている。

審査では、本論文の弱点や問題点についても指摘がなされた。主なものは以下のとおりである。第一に、先行研究との関連での本論文の立ち位置の提示が、必ずしも説得的とはいえず、先行研究の未消化や、やや強引な整理も見られる。第二に、国家と華人の相互作用を重視した論文であるにもかかわらず、スハルト体制期の華人政策が、「インドネシア化」という概念の定義が明確とはいえないタームを使って、かなり単純化して描かれており、政権内部の様々な思惑と華人の動向の交差が形づくるダイナミズムを描き切っていない。

第三に、西カリマンタン華人に対比されている「ジャワ華人」が、ステレオタイプ化して描かれている面があり、また西カリマンタン華人における「インドネシア性」と「華人性」の両立という論点も、アイデンティティの多重性という東南アジア研究でもしばしば指摘されている議論と比べて、どこに固有の特徴、積極的意義を見出しているのか、必ずしも鮮明でない。第四に、「華人性」「中国人性」が、客家や潮州人に伝わる伝統文化、中国ナショナリズムとの関係で成立した文化、地元の諸民族との交差の中で形成された独自の文化などの、どれを意味しているのか、必ずしも明確でなく、「西カリマンタン華人」という集団は存在しないとしつつも、議論は「西カリマンタン華人」を主語に展開され、客家や潮州人という枠組みにこだわった分析が十分とはいえない。

しかしながら、審査委員会は、こうした弱点はあるものの、本論文が現代西カリマンタン華人研究に新次元を開いた実証研究であることを確認し、本審査委員会は全員一致で本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。

伊藤 博

中国保険業における開放と改革
—— 政策展開と企業経営 ——

課程博士(学術) 博総合第1200号(平成25年3月25日授与)

審査委員会委員 東京大学准教授 谷垣真理子(主査)、同教授 田嶋俊雄

同教授 村田雄二郎、同教授 荒巻健二、同准教授 田原史起

アジア経済研究所グループ長 渡邊 真理子

本論文は、現代中国に大きな変動を起こした改革開放政策が、どのように展開されたのかについて、保険業を題材として、その過程を分析したものである。本論文は大きく第Ⅰ部と第Ⅱ部に分かれる。第Ⅰ部では政府のとった政策について明らかにし、第Ⅱ部では3大保険会社をとりあげ、その経営戦略と実際の経営状況を各社の年次報告書から分析し、3社の経営状況を比較した。

本論文は序章で問題意識を説明した。本論文の問題意識はタイトルに凝縮されている。中国保険業では、開放が改革に先んじた。通常、「改革」が「開放」の前に来るが、本論文は「開放と改革」とした。そもそも、中国保険業では、1959年から1979年までの20年間にわたり、極めて小規模の貿易関連保険を除いて、実質的に保険の引受けが行われなかった。そのため、中国保険業には改革をなすべき対象が存在せず、ほとんどゼロからの再出発を余儀なくされた。一方、開放の側面では、

1972 年ころから中国の保険会社と外国保険会社との接触が始まり、それに続いて開放の萌芽とみられる動きがあった。

時間幅として、本論文では 1949 年から 2006 年までを扱う。本論文は、1959 年に起きた「国内保険業務引受け停止」が中国保険業に及ぼした影響を重視する。また、2006 年は WTO 加盟（2001 年）後、中国で保険を含む金融業の保護期間が終了した年であり、「開放と改革」における 1 つの区切りと考えられる。なお、中国最大の保険会社は、中国人民保険公司（The People's Insurance Company of China）であり、本論文では PICC と略す。

第 I 部では、政府の政策の展開を追った。第 1 章では、1949 年の PICC の設立から 1959 年における実質的消滅までを扱った。1950 年代後半において、中国共産党トップが保険を重視せず、監督官庁の財政部には「保険ポケット論」が存在した。これらを背景として、社会で広く強制保険が実施され、保険が資本回収に利用された。地方分権化という社会情勢の中で、保険業務の管理権限が地方政府に委譲された結果、地方政府の決定により「中央国営企業の強制保険引受け停止」が、国内保険業務全般の引受け停止へ拡大された。

第 2 章では、保険業の対外開放を扱った。外国保険会社と中国保険業との関係が復活したのは 1972 年であり、その先鞭をつけたのは、米国の AIG 社であった。1989 年の天安門事件以後、米国との関係正常化を図るための 1 つの手段として、1992 年に AIG 社へ営業認可が与えられ、その後、米国以外の保険会社にも営業認可が付与されるなど、保険業の開放は、中国外交における取引材料の 1 つであった。

第 3 章では、保険業の改革を扱った。中国の保険における改革とは、「政府が保険を利用する体制」から「企業体や個人が保険を活用する体制」への転換であった。転換を推進したのは、政府による立法措置であった。PICC は 1980 年に再出発し、中国政府は 1985 年に暫定的な立法措置で、保険業界における競争体制の創出を図った。その後、保険会社の乱立のため市場が混乱すると、1995 年に「保険法」を制定し、保険市場の規範化を目指した。

第 II 部では中国の三大保険会社（PICC・中国平安保険・中国太平洋保険）をとりあげ、企業経営の実態を分析した。第 4 章では議論の前提として、保険会社に特有の経理と経営指標について、その特徴や仕組みを確認した。また、比較の対象として、日本の大手保険会社 3 社を取り上げ、最近の経営指標を見た。

第 5 章では、PICC グループの経営戦略と経営状況を扱った。国有保険会社であった PICC は、1986 年頃から社内諸制度を改革した。しかし、1992 年の保険市場の対外開放に対して、PICC は海外進出戦略を採用した結果、コストが嵩んだ。同時期、国内市場では収益の多くを依存していた自動車保険の競争が激化し、収益が悪化した。1996 年以降、PICC の収益はようやく持ち直し、重要な改革である「生損保分離」に着手した。

第 5 章補論では、PICC における縦横の管理ラインのあり方を探った。現代中国では、広大な国土と社会を管理し、経済を円滑に運営するために、国務院各部（内閣の各省に相当）が、系列の下部組織を指導する「縦の管理ライン（条々）」と、地方党政機関が、当該地区に所在する各種組織を指導する「横の管理ライン（塊々）」による二元的な指導体制（条々塊々）が生み出された。保険引受け業務（アンダーライティング）について縦の管理ラインの指導が強かったことを除けば、人事管理・資産運用・利益配分の各分野では、横の管理ラインの指導が強力であった。

第 6 章では、中国平安保険グループの経営戦略と経営状況を扱った。1988 年創業の平安は民営企業の性格が強く、創業者・馬明哲が開放の時代のありかたを積極的に活用した。平安社内には、当

初ノウハウや保険業を熟知した人材が不足していたため、海外から調達した。また、初期の資金は外資であるモルガンスタンレーとゴールドマンサックスから調達した。平安は台湾生保業界との接触から、生保に注力し、成長の原動力とした。

第7章では、中国太平洋保険グループの経営戦略と経営状況を扱った。太平洋保険は、上海市を基盤とする交通銀行の100%子会社として設立され、株式制を採用した。しかし、現実には、交通銀行の支店が太平洋保険の共同出資者となり、太平洋保険の支店が本店と同様に法人格を持った。同社は、地方分権的な「横の管理ライン」からの束縛がつよく、近代から続く中国独特の利益配分方式によって高配当を余儀なくされた。1998年に総経理に就任した王国良による業務改革は一定程度の成功をおさめたが、生保重視の業界動向に対応しきれず、外資導入による財務体質強化も遅れ、「改革」を貫徹しきれなかった。

第8章では、第5章から第7章までの分析を総合して、3社の経営状況を比較し、「開放と改革」の実像を検討した。その結果、平安保険が相対的に優れた経営パフォーマンスを示していた。平安は必要不可欠な経営資源を海外から入手し、それらを順次活用することで、競争優位を確保した。さらに、生保事業にいち早く経営資源をシフトし、国内の資本市場を活用して、投資収益を拡大した。その結果、損保事業においても、主要種目である自動車保険で料率引き下げ競争をする必要がなくなり、収益確保が可能となった。

終章では、以上をまとめた上で、1959年の国内保険業務の停止の過程のほかに、人事や資産運用において、保険業では「横の管理ライン」がつよく作用していたことを確認した。

本論文の意義は次の諸点にもとめられる。まず、中国の改革開放期の研究において、中国の研究を含めても、保険業についてはじめて包括的にとりあげた点である。特にPICCの成立から国内業務の引き受け停止までの時期は北京市檔案館と上海市檔案館の保険関係檔案を利用した。第二に、PICC・中国平安保険・中国太平洋保険の3社をとりあげ、年次報告を資料にして、各社の経営状況を実証的に分析した点である。3社の分析により、民間企業としての色彩が強い平安の経営パフォーマンスがよいことが確認できた。

第三に保険業において、地方分権がどのように機能していたかが明らかになったことである。現代中国政治の分析において、中央政府が人事を管理して、地方政府に影響力を及ぼすことが指摘されてきた。しかし、本論文では、保険会社の人事については横の管理ラインが強かったことが明らかになった。「二元指導体制」の実例について、これまで指摘されていた状況ときわめてことなる状況が存在することが明らかにされたのである。

審査では本論文の弱点や問題点についても指摘がなされた。第一に、第I部と第II部が分断された印象がつよかった。第二に第II部の企業分析も、3社がそれぞれ独立して論じられており、自動車保険など3社に共通する事例をとりあげて比較した方が3社の差異がよりわかりやすかったのではないかと指摘がなされた。

第三に中国の保険業を通じてどのように中国の「地域文化」を論じるのか、やや記述不足となっている点である。終章で「中国社会が近代以降抱えていた「資本不足」や中国保険業の「薄利多売」的特徴などが指摘されているが、これは本文中で十分に議論すべきであった。第四に、経済学の理論を踏まえた検討がやや弱い箇所がみられたことである。国内業務引き受け停止と「保険ポケット論」(第1章)とその後の保険業の復活(第2章)は、中華人民共和国の建国当初の計画経済化・集権化および金融の抑圧と、その後の市場経済化・分権化という大きな流れの中で位置付け、その関連を議論することが有用であったのではないかと指摘がなされた。

このほか、農村における保険の状況（第 1 章）や PICC が海外進出した理由（第 5 章）、平安でマッキンゼー改革がうまくいった理由（第 6 章）について、十分な説明がなされていないという指摘があった。また、本論文では、保険業が中断されたことを、社会主義国のなかでは、唯一中国で見られたと説明している（第 1 章）が、旧ソ連や東欧で保険業がどのように継続したのか、具体的な例をあげての説明はなかった。

しかしながら、審査委員会はこの弱点はあるものの、本論文が中国保険業における開放と改革研究に新次元を開いた実証研究であることを確認し、本審査委員会は全員一致で本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定した。